(国土交通委員会)

奄 美群島 振 興 開 発 特別措置 法及び小笠 原 諸 島 振興開 発 特 別措置 法 の 一 部 を改正する法 律 案 閣

法第一二号) (衆議院送付) 要旨

本 法 律 案は、 奄 美群 島 及 び 小 笠 原 諸 島 \mathcal{O} 特 殊 事 情 に鑑 み、 その基礎 条件 \mathcal{O} 改善 並 び に 地 理 的 及 び 自然 的 特

性 に 即 L た 振 興 開 発 を 図 る た め、 所 要 \mathcal{O} 措 置 を 講じようとするも ので あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ

る。

奄

美

群

島

振興

開

発 特

別

措

置

法

及び

小 笠

一原諸·

島

振

興開

発

特

別

措

置法

 \mathcal{O}

有

効期限をそれぞれ

五.

年

間

延

長

平成三十六年三月三十一日までとすることとする。

こ の 法律 は、 一 部 0) 規 定 を除き、 平成三十一年四 月 一 日 カゝ ら施行することとする。